

大阪府におけるフロン類対策について

平成 22 年 8 月 3 日

1 「大阪府フロン対策協議会」による取組み

設 立	平成 8 年 3 月
会 員	<ul style="list-style-type: none"> ● 大阪府 ● 市町村・市長会・町村長会 46 団体 ● 府内清掃施設組合 9 団体（平成 21 年度から 8 団体） ● 業界団体等 10 団体 一般社団法人近畿冷凍空調工業会、社団法人大阪府自動車整備振興会、社団法人大阪府産業廃棄物協会、社団法人日本自動車販売協会連合会大阪府支部、大阪府中古自動車販売商工組合、大阪府自動車電装品整備商工組合、大阪自動車リサイクル協同組合、大阪府冷凍設備保安協会、大阪府冷蔵倉庫協会、大阪府電機商業組合
事 務 局	大阪府環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課
事 業 資 金	会費：1 万円／年（人口 20 万人以上の市は 2 万円／年）⇒H16 年度で廃止 H17 年度以降は、残余財産により運営（平成 21 年度末残高：約 95 万円）

(1) フロン類回収・破壊の「協議会ルート」(H9～H16)

- ・市町村等へのフロン回収機・ボンベの貸与、運搬中継地設営、破壊施設への運搬、運搬・破壊経費のとりまとめなどを協議会として実施することにより、市町村によるフロン回収・適正処理を推進
- ・回収・破壊量：H12 6,680 kg、H13 2,120 kg、H14 930 kg、H15 1,320 kg
（他に自主的な業界運営ルートとして、日本自動車工業会（自工会）ルート、近畿冷凍空調工業会（近冷工）ルート）

(2) 「オゾン層保護おおさか賞」(H12～H16)

- ・オゾン層保護に自主的、積極的、先進的に取り組むなど、他の活動の規範となる事業者・団体・個人の取組みを表彰（受賞者：平成 12 年度 4 者、13 年度 2 者、14 年度 2 者、15 年度 1 者、16 年度 2 者）

(3) 各種啓発事業（各種啓発物品作成・配布、イベント等を活用した啓発活動）

(4) 説明会等の開催 (H19 以降の事例)

- ① H19. 8. 28、H19. 9. 6「改正フロン回収・破壊法説明会」
 - ・ 対 象：第1種フロン類回収業者、冷凍機器メーカー、ビルメンテナンス業者等
 - ・ 内 容：改正フロン回収・破壊法の概要及び行程管理制度について
 - ・ 出席者：1回目 484名、2回目 525名
- ② H21. 1. 21 「改正フロン回収・破壊法説明会」(H19. 10. 1の改正法施行後、再度実施。)
 - ・ 対 象：第1種フロン類回収業者、冷凍機器メーカー、ビルメンテナンス業者等
 - ・ 内 容：改正フロン回収・破壊法の概要及び行程管理制度について
 - ・ 出席者：95名
- ③ H21. 9. 30「オゾン層保護・地球温暖化防止のためのセミナー」
(平成21年度公益信託地球環境保全フロン対策基金(約70万円)を活用)
 - ・ 対 象：第1種フロン類回収業者、冷凍機器メーカー等
 - ・ 内 容：
 - ア. 「フロン対策の現状・動向」等について
一般社団法人 フロン回収推進産業協議会
 - イ. 「安全で効率的なフロン回収技術」等について
株式会社 FUSO大阪営業所(フロン回収機器メーカー)
 - ウ. 改正フロン回収・破壊法の概要」及び「行程管理制度」について
一般社団法人 フロン回収推進産業協議会
 - ・ 出席者：109名
- ④ H22 年度
平成22年度公益信託地球環境保全フロン対策基金(約55万円)を活用し、機器設置事業者等を対象とした啓発事業を検討中

2 法律の施行状況等

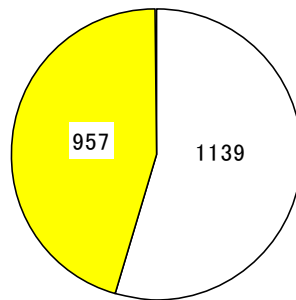
(1) フロン回収・破壊法関連

①フロン回収・破壊法に基づく第1種フロン類回収業者の登録状況等

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
新規申請	101	402	134	116
更新申請	553	463	66	45
施行規則第 7 条による認定※	-	-	-	2
法律第 44 条に基づく立入件数	26	25	14	21

※施行細則の改正により認定基準を定め、H21.4.1より施行。

・第1種フロン回収業者数と内訳



事業所数全数

2,096 事業所 (H22.6.30 現在)

□ 充てん量が50kg未満の第一種特定製品対応
 ■ 充てん量が50kg以上の第一種特定製品対応可能

②回収報告の状況

(ア) 年度当初に前年度分の報告が必要な旨の通知文を報告様式とともに送付⇒電話による催促⇒指導書を送付⇒報告率(報告事業者数/登録事業者数)は97%程度

(イ) 報告事業者のうちの44%は3種類のフロン類すべて回収量は「0」

(H21 年度実績)

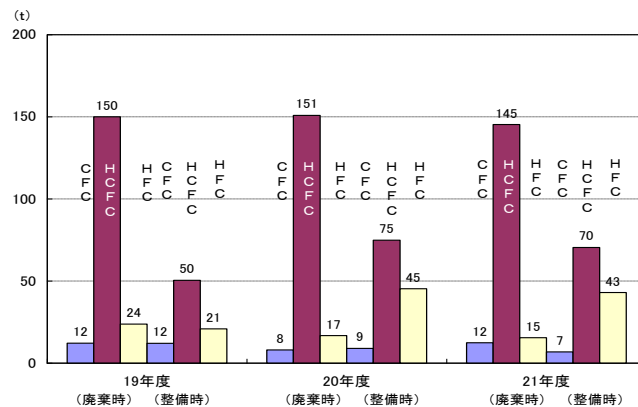


図 大阪府における第1種フロン類回収業者のフロン類回収量の推移

表 大阪府における第1種フロン類回収業者のフロン類回収量の推移

廃 棄 時		H16	H17	H18	H19	H20	H21 (注)	合計
CFC	回収した台数	19,900	9,498	8,430	5,327	4,993	5,634	53,782
	回収量 (kg) ①	20,200	27,330	31,856	12,100	8,039	12,432	111,957
	1台当り回収量	1.0	2.9	3.8	2.3	1.6	2.2	2.1
	引渡量 (kg) ②	18,176	19,396	25,144	11,600	7,523	6,671	88,510
	②/① (%)	90.0%	71.0%	78.9%	95.9%	93.6%	53.7%	79.1%
HCFC	回収した台数	50,151	45,831	38,898	38,608	32,762	32,248	238,498
	回収量 (kg) ①	127,166	151,015	149,411	150,001	150,813	145,285	873,691
	1台当り回収量	2.5	3.3	3.8	3.9	4.6	4.5	3.7
	引渡量 (kg) ②	117,877	127,877	129,111	132,253	141,223	122,607	770,948
	②/① (%)	92.7%	84.7%	86.4%	88.2%	93.6%	84.4%	88.2%
HFC	回収した台数	11,217	16,337	15,011	18,748	20,210	21,223	102,746
	回収量 (kg) ①	13,726	21,424	19,407	23,793	16,790	15,478	110,618
	1台当り回収量	1.2	1.3	1.3	1.3	0.8	0.7	1.1
	引渡量 (kg) ②	13,328	19,925	17,760	21,575	15,649	14,934	103,171
	②/① (%)	97.1%	93.0%	91.5%	90.7%	93.2%	96.5%	93.3%
整 備 時		H16	H17	H18	H19	H20	H21	合計
CFC	回収した台数	/			193	218	227	638
	回収量 (kg) ①				12,047	8,995	6,836	27,878
	1台当り回収量				62.4	41.3	30.1	43.7
	引渡量 (kg) ②				448	488	386	1,322
	②/① (%)				3.7%	5.4%	5.6%	4.7%
HCFC	回収した台数				6,667	11,961	10,261	28,889
	回収量 (kg) ①				50,404	74,885	70,393	195,682
	1台当り回収量				7.6	6.3	6.9	6.8
	引渡量 (kg) ②				38,181	70,447	59,707	168,335
	②/① (%)				75.7%	94.1%	84.8%	86.0%
HFC	回収した台数				3,219	8,552	10,210	21,981
	回収量 (kg) ①				20,879	45,327	42,941	109,147
	1台当り回収量				6.5	5.3	4.2	5.0
	引渡量 (kg) ②				14,533	39,693	35,306	89,532
	②/① (%)				69.6%	87.6%	82.2%	82.0%
総回収台数		81,268	71,666	62,339	72,762	78,696	79,803	446,534
総回収量 (kg)		161,092	199,769	200,674	269,224	304,849	293,365	1,428,973
総引渡量 (kg)		149,381	167,198	172,015	218,590	275,023	239,611	1,221,818

(注) 平成21年度数値は速報値

(2) 自動車リサイクル法関連

①自動車リサイクル法に基づくフロン類回収業者の登録状況等（大阪府所管分）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
新規申請	9	22	18	6
更新申請	3	144	25	58
法律第 44 条に基づく立入件数	206	155	156	91

(参考) 自動車リサイクル法に基づく登録・許可業者数（平成 22 年 3 月 31 日現在）

引取業者（登録）	フロン類回収業者（登録）	解体業者（許可）	破砕業者（許可）
838	278	108	22

- ・ H18、H19：自動車出荷時のフロン類装備情報と引取業者が入力した装備情報に乖離がみられたことから、乖離率の特に大きな業者について全国一斉に立入検査・指導を実施（大阪府：H18 年度に 17 業者に立入検査、うち 3 業者を指導、H19 年度に 10 業者に立入検査、特に指導すべき事業者はなし）

②自動車リサイクル法に基づくフロン類回収状況等（大阪府所管分）

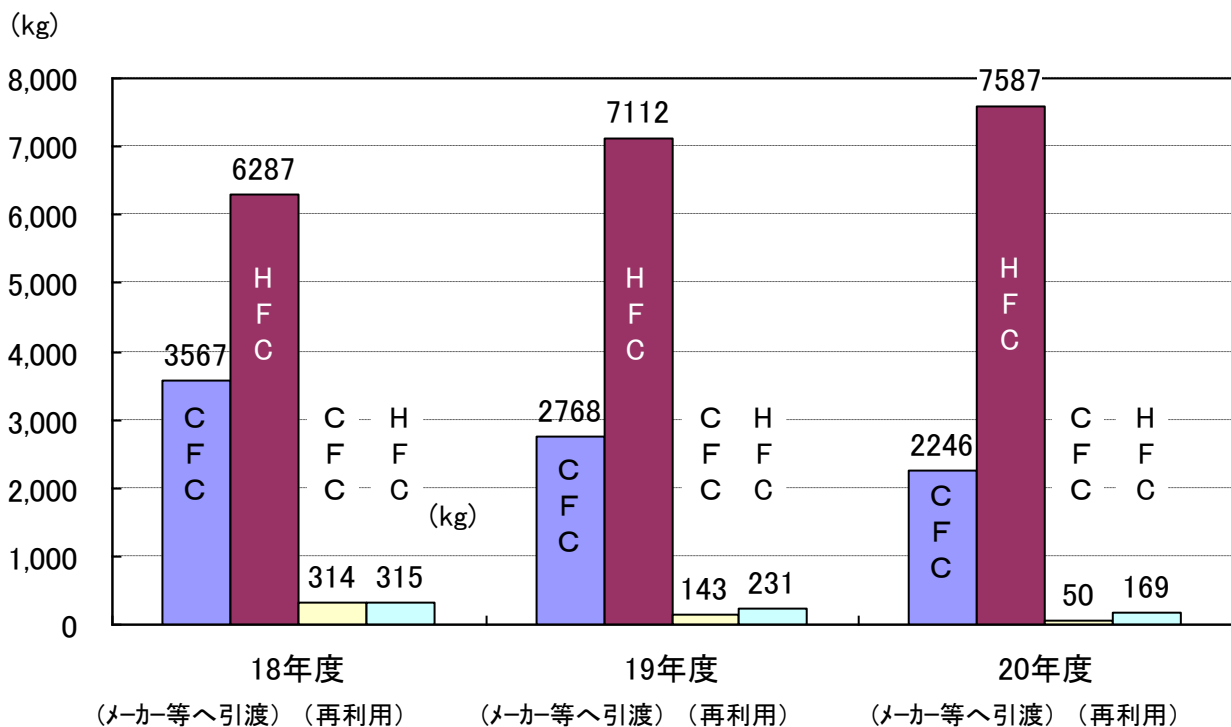


図 大阪府における自動車リサイクル法に基づくフロン回収量等の推移

3 その他（他部局との連携等）

- ・ 『建設リサイクル法説明会』（毎年2回開催、建設関連事業者対象）において、「解体工事時のフロン回収」について説明
- ・ 『大阪府リサイクル関連事業従事者講習』（毎年1回開催、リサイクル関連事業者対象）において、「フロン回収・破壊法及び自動車リサイクル法の概要」について説明
- ・ 「府有建築物に使用している空調機器等の特定フロン・ハロン管理方針」：府有建築物における特定フロン（CFC）の保管・処理状況について毎年調査を実施、HCFCも含め適正処理を推進

4 関連予算について

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
フロン回収・破壊法関係	886	1,450	784	667	675
自動車リサイクル法関係	485	745	232	1,335	598

（単位：千円／年 平成18年度から20年度は決算額、平成22年度は当初予算額。）

5 課題

- (1) 第1種フロン類回収業者はその数が非常に多く、回収（廃棄時、整備時）現場の行政による把握が困難
- (2) 整備時はフロン類回収業者が関与すると考えられるが、廃棄時は設備所有者の認識によるところが大きい。
- (3) フロン類回収業者の技術力の問題